

報告要旨

震災ADR－その成功の要因と課題－

弁護士 阿部弘樹


仙台弁護士会（紛争解決支援センター）は、平成23年4月20日、通常のADRの特則にあたる「震災ADR」を立ち上げ、運用を開始した。東日本大震災を起因とする民事紛争について申立てを受け付け、弁護士である仲裁人が低廉な費用で、かつ迅速に和解解決に当たってきたものであり、申立件数は500件を超えた。本報告では、仙台弁護士会が実施してきた通常のADRをまずは紹介した上で、その特則となる震災ADR発足までの経緯・実情、震災ADRの制度内容、震災ADRの運営状況、成功の要因、申立事件の統計とその分析を報告し、さらに成功の背後に潜む課題についても言及し、大震災時における被災地法曹の果たすべき役割について考察したい。併せて、弁護士が民事紛争を解決するための仲裁人になることの意義・重要性についても検討したい。

スライド 1



第1 仙台弁護士会 紛争解決支援センター

3



2

平成18年4月開設

申立件数	平成18年度(4月から3月)	107件
	平成19年度(4月から3月)	101件
	平成20年度(4月から3月)	118件
	平成21年度(4月から3月)	105件
	平成22年度(4月から3月)	81件
	平成23年度(4月から3月)	94件
	平成24年度(4月から3月)	84件
	平成25年度(4月から9月)	43件

3

仙台弁護士会紛争解決支援センターは、平成18年4月に開設した。同センターでは民事紛争一般を取扱い、仙台弁護士会所属の弁護士(弁護士会経験5年超の者で常議員会の承認を得た弁護士が名簿登録されている。)が仲裁人となり、民事紛争の和解解決に当たって。平成18年度(4月～3月)から平成25年度(ただし、平成25年度は4月～9月)までの、和解あっせん申立件数は、スライドのとおりであり、概ね年間100件前後で推移している。弁護士会ADRの中でも活発な活動をしていると評価できる申立件数である。

スライド 4

◆ADRパンフレット(表)

費用・手数料のご案内

■申立手数料…… **21,000円**(税込)

■相手方手数料… **10,500円**(税込)

■成立手数料
原則として、下掲のとおり解決額に応じて算出された金額を申立人と相手方で折半して負担して頂きます。

解決額	割合
100万円までの場合	8%+消費税
100万円を超え300万円の場合	5%+30,000円+消費税
300万円を超え3000万円の場合	1%+150,000円+消費税
3000万円を超える場合	0.5%+300,000円+消費税

■成立手数料早見表(税込)

10万円	8,400円	500万円	210,000円
50万円	42,000円	1,000万円	262,500円
100万円	84,000円	2,000万円	367,500円
150万円	110,250円	3,000万円	472,500円
200万円	136,500円	5,000万円	577,500円
300万円	189,000円	1億円	840,000円

■具体例
金額トラブルに関して着理の申立をし、相手方に300万円支払ってもらう内容の和解が成立した場合に、申立人が支払う手数料。

申立手数料	21,000円
成立手数料	189,000円+2-84,500円(税別として相手方で折半)
合計	116,500円

2008.12.1

**仙台弁護士会
紛争解決支援センター**

TEL **022-223-1005**
受付時間 午前10時～午後4時



〒980-0811 仙台市青葉区一番町2丁目9番18号 ●毎週月～金曜日

*紛争解決支援センターでの和解申請には、弁護士の紹介が必要ですので、事前に弁護士による法律相談を受けてください。仙台弁護士会では下記の相談所で法律相談を提供しています。費用: 初回 5,000円、2回目以降は相談料のみです。また、弁護士による法律相談を受け、弁護士の紹介があれば和解申請は可能です。

法律相談センター

- 仙台弁護士会法律相談センター
仙台市青葉区一番町2-18 ●電話受付～受付日(午前10時～午後3時)
☎022-223-2383 ☎022-223-7811 (内線200)
- 仙台弁護士会古川法律相談センター
大崎市古川駅前1-15番24号101 ●電話受付日(午前10時～午後3時)
☎0229-22-4611
- 仙台弁護士会登米法律相談センター
登米市登米町中野1-10 ●電話受付日(午前10時～午後3時)
☎0220-52-2348
- 仙台弁護士会泉南法律相談センター
泉南地区大町1-1 ●電話受付日(午前10時～午後3時)
☎0224-52-5898
- 仙台弁護士会石巻法律相談センター
石巻市駅前1-15番24号101 ●電話受付日(午前10時～午後3時)
☎0225-23-5451
- 仙台弁護士会三陸海岸法律相談センター
気仙沼市本町1-1 ●電話受付日(午前10時～午後3時)
☎0226-22-8222

仙台弁護士会 紛争解決支援センター
(弁護士会ADR)

**弁護士による
親切 円満 スピーディー
トラブル解決**




Alternative Dispute Resolution

仙台弁護士会紛争解決支援センターのパンフレットである。三つ折でありコンパクトなものとしている。スライド4は、その外側部分である。和解あっせん申立てにあたり、申立手数料2万円(消費税別)を受領す

る。相手方が和解あっせん手続に応諾した場合、相手方からも相手方手数料1万円(消費税別)を受領する。相手方からも手数料を受領するという制度設計は珍しいが、民事紛争の解決には両当事者の協働が必要であるし、また両当事者にとってメリットがあることから相手方手数料制度を導入した。仙台弁護士会紛争解決支援センターの相手方の応諾率(申立件数のうち相手方が応諾した件数の比率)は、全国の弁護士会ADRにおける応諾率と変わらず、相手方手数料の存在が応諾障害とはなっていない。

和解解決時には、解決額に応じて成立手数料を受領する。算定された成立手数料を原則として申立人・相手方で折半して負担するが、この成立手数料の負担割合を合意によって変更することも可能である。

スライド 5

◆ADRパンフレット(裏) 5

紛争解決支援センターってなに？

「裁判まではしたくないな、でも専門家に解決してもらいたい…」

そんなときは、**仙台弁護士会 紛争解決支援センター**をご利用ください。

Q1 どんなに使えるのですか？

A 身の回りに起こった民事上のトラブルの解決にお使いになれます。

- ・金融トラブル
- ・借地借家
- ・家族間の紛争
- ・高齢者の消費者被害
- ・セクハラ
- ・医療事故
- ・近隣トラブル
- ・など

Q2 どのように解決するのですか？

A 経験豊富な弁護士が、申立人と相手方の言い分をよく聞いた上で和解による解決を目指します。

●申立によっては、不熟鑑定士等の専門家も協力をします。

Q3 申立はどのようにするのですか？

A まずは弁護士による法律相談を受けてから申立をしてください。

弁護士による法律相談は仙台弁護士会法律相談センターで申し込むことができますが、仙台弁護士会や弁護士会における法律相談も可能です。(その場合は別途の費用がかかります)

Q4 時間はどのくらいかかるのですか？

A (申立)→(審理開始)→(審理期日)→(解決)

審理期日を3回程度で、3ヶ月以内の早期解決を目指します。

Q5 訴訟や調停と何が違うのですか？

A

- 形式にこだわらない柔軟で効率的に解決を目指します。
- 審理期日は知事指定日、知事選定で審理開始。
- 土日、祭日、夜間、法律事務所や病院での審理も可能です。
- 手続は非公開、双方の秘密保護に配慮します。
- 手続の最終段階まで、弁護士が関与します。

紛争解決支援センターの流れ

仲裁人(弁護士の中から選ばれます)が申立人と相手方の双方の言い分を良く聞いた上で、和解のあっせんをします。

トラブル

申立人 ¥21,000(税込)納付

法律相談

審理申立

〈担当仲裁人決定〉

申立人プレ審理

審理開始決定

相手方 ¥10,500(税込)納付

相手方プレ審理(第1回 審理期日)

第2回～ 審理期日

解決

和解成立 仲裁判断

成立手数料

審理不開始

終了

和解不成立

仲裁人が申立人からよく事情を聞いて、審理になじむ事件かどうかを判断します。

相手方からも事情を聞いて、審理進行への協力を求めします。

ADR (Alternative Dispute Resolution)
裁判の代替として争いと争い紛争解決の手段である、裁判外紛争の解決手段を総称する。

仙台弁護士会紛争解決支援センターのパンフレットの内側部分である。

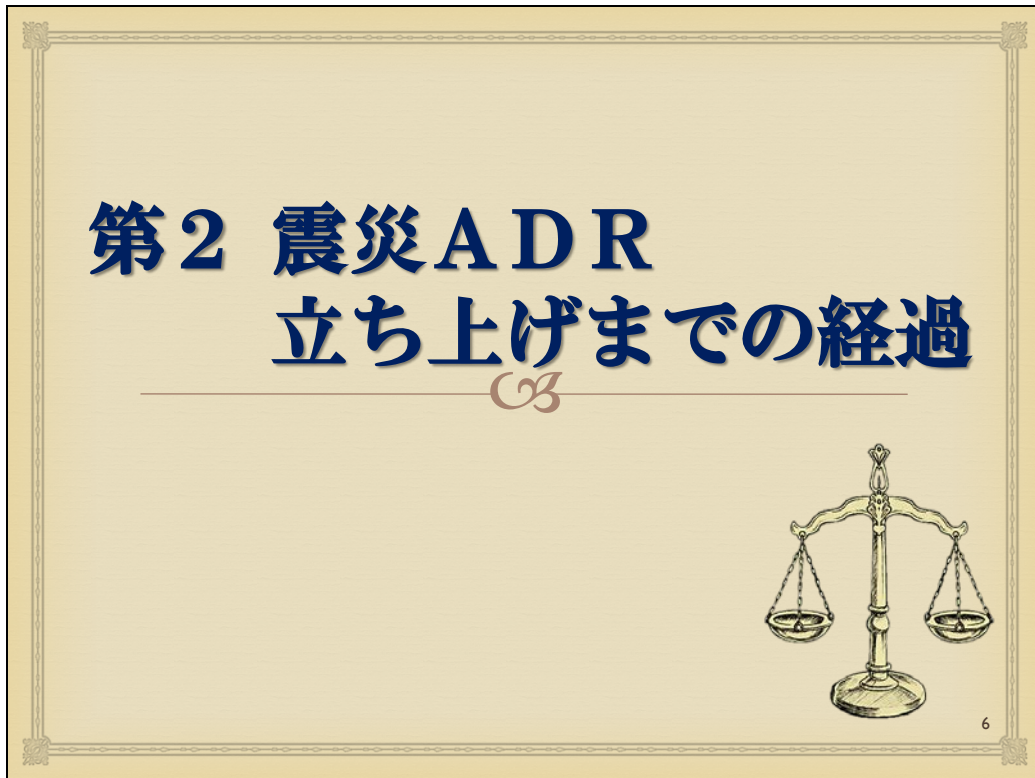
簡単なQ&Aと手続きの流れが記載されている。手続きの流れをみると、法律相談前置としており、申立てに先立ち弁護士の法律相談を事前に受けている必要がある。これは和解解決に適さない事件の申立てを防ぐためのスクリーニングを期待したものである。申立てを受け付けると申立人から事情を聞く、申立人プレ審理を行う。代理人を選任せずに、本人申立ての場合、申立書記載事項だけでは紛争の概要・要

点を把握することができない場合が多いこと、上記スクリーニングをもう1度行うという意義があることから、設けられた手続きである。申立人プレ審理の結果、事案が和解解決に適さないと判断されれば、ADR手続を開始しないが、これまで審理不開始としたケースは1件だけであり、ほとんどのケースは手続きが進められている。

審理が開始されれば、相手方に申立書を送付するとともに、ADR手続きへの応諾を求める。応諾した場合、相手方プレ審理を行い、相手方からも個別に事情聴取を行い、以後和解あっせん期日が重ねられる。

その結果、和解が成立すれば和解契約書を作成して手続きを終結させ、和解不成立であればその旨を告げてADR手続きを終結させる。

第2 震災ADR 立ち上げまでの経過



6

1 法律相談

- ◆電話相談
H23.3.21～
100件～200件／日
電話回線4→6→8回線へ 夜間も
- ◆被災地での面接相談

7

東日本大震災発生から10日後の平成23年3月21日から、仙台弁護士

会では電話(フリーダイヤル)による法律相談を始めた。電話回線は、当初4回線だったものが、8回線まで順次増設された。当初は、午前10時から午後4時までだった相談時間を、夜間にまで拡大した。

また、交通機関の復旧とともに被災地に弁護士が出向き、面接による法律相談も開始した。

スライド 8



仙台弁護士会館4階での研修の様子である。研修を受けているのは弁護士である。

災害法制は、非常時の法制であり、弁護士にとっても馴染みが薄いものであった。法律相談を開始するにあたり、弁護士も災害法制を勉強する必要があり、急遽研修を実施した。4階会議室が満員となるほど弁護士が参加した。「被災地支援」のための熱気が充満していた。



電話相談を受け付けている状況である。数人の弁護士が交替で相談対応に当たった。



被災地自治体に出向いて法律相談を行っている状況である。被災地には弁護士も私服で出向いた。被災者と同一の目線で相談を受けるためには、スーツは不向きであった。

スライド 11

2 見る前に跳べ



◆H23.3.21委員長メール

◆H23.3.28事務局長構想案

①阪神淡路大震災(H7.1.17)のときの経験

—近畿連; 罹災都市臨時示談あっせん仲裁センター

H7.4.17開始

3年間で385件

11

法律相談は、当初は災害弔慰金・生活再建支援金等の法制度の単純な説明などで解決するような内容のものが多かったが、時間の経過とともに震災を起因とした民事紛争についての相談が多く寄せられるようになった。震災に起因した紛争の解決は話し合いによる解決が望ましいと考えられた。

紛争解決支援センターでは、震災に起因した民事紛争解決のための「震災ADR」の制度設計等を始めた。平成23年3月21日、斉藤睦男委員長が震災ADR立ち上げを検討すべき旨のメールを発信し、同月28日、筆者が事務局長構想案をまとめた。この構想案の下敷きとなったのが、阪神淡路大震災後に近畿弁護士会連合会が立ち上げた「罹災都市臨時示談あ

っせん仲裁センター」であり、同センターでは、3年間で385件の申立てを受け付けるという実績があった。

スライド 12

②日弁連ADRセンターへ発信

③震災対応

- ◆ 申立サポート弁護士
- ◆ 申立手数料・相手方手数料無料化
+ 成立手数料半額化
- ◆ 仲裁人報酬1/2
- ◆ H23.4.20 常議員会承認決議

④予算 2700万円の赤字を覚悟


⇒H23.5.20臨時総会決議

12

震災ADRは、平成23年4月20日の常議員会で承認され、立ち上げられた。これまで実施してきた一般ADRの特則を定めるという規則の形式とした。一般ADRと異なる点を説明すると、申立手数料・相手方手数料を無料とした。また、成立手数料は約半額とした。被災者の経済的負担をなるべく低廉化するという配慮による。これに合わせて仲裁人に支払う報酬（仲裁人報酬）も一般ADRの半額とした。また、申立サポート弁護士という制度を導入した。申立サポート弁護士については、後述する。

震災ADRの運営には、人件費を除いても1年間で2700万円の赤字が見込まれた。その赤字を補填するための予算は、平成23年5月20日の臨時総会で議決された。震災ADRは、予算の裏付けがないままの見切り発車であった。

第3 震災ADR 統計と事例紹介



13

1 法律相談・ADR申立件数①

H23	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
法律相談	5724	4396	2901	1655	1247	779	395	243	233
ADR	20	83	80	41	28	26	31	23	16

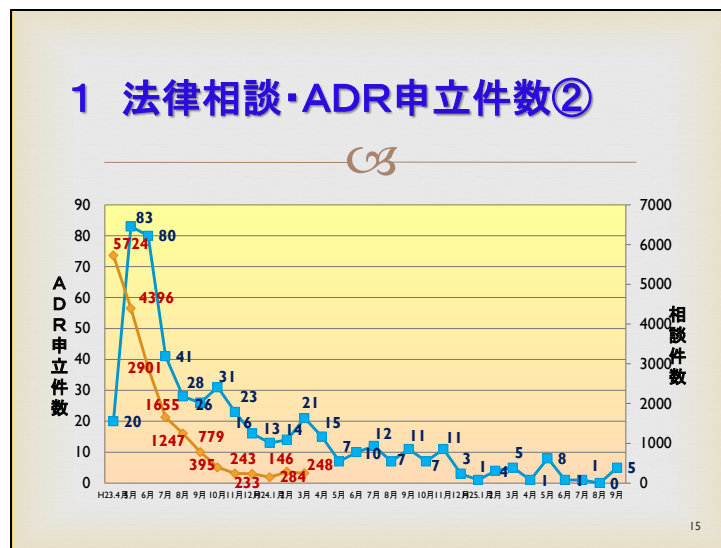
H24	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
法律相談	146	284	248									
ADR	13	14	21	15	7	10	12	7	11	7	11	3

H25	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
法律相談										
ADR	1	4	5	1	8	1	1	0	5	505

14

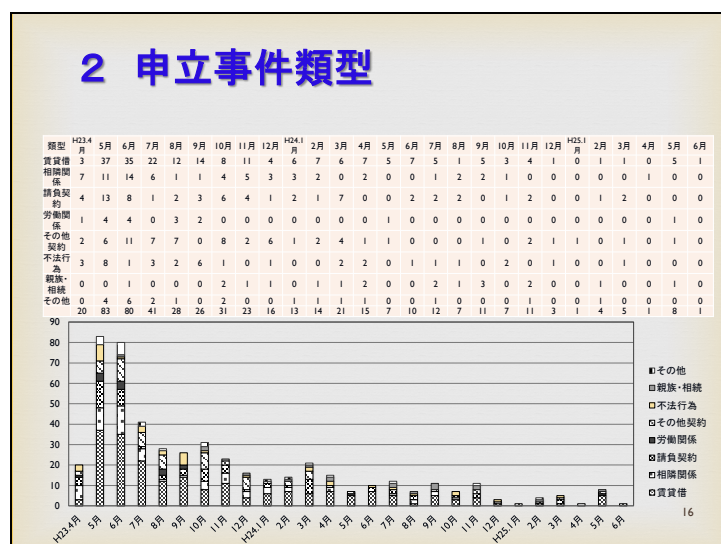
法律相談件数及び震災ADR申立件数の推移である。法律相談は、震災直後が爆発的に多く、以後急激に減少している。震災ADR申立件数は、5月・6月にピークを迎え、以後減少しているが、減少幅は緩やかである。震災から2年以上経っても月に数件の申立てがある。

スライド 15



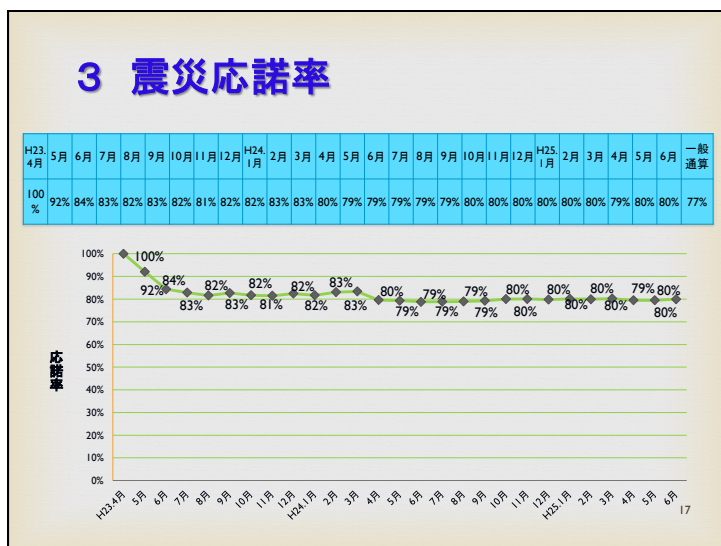
スライド14の表をグラフ化したものである。

スライド 16

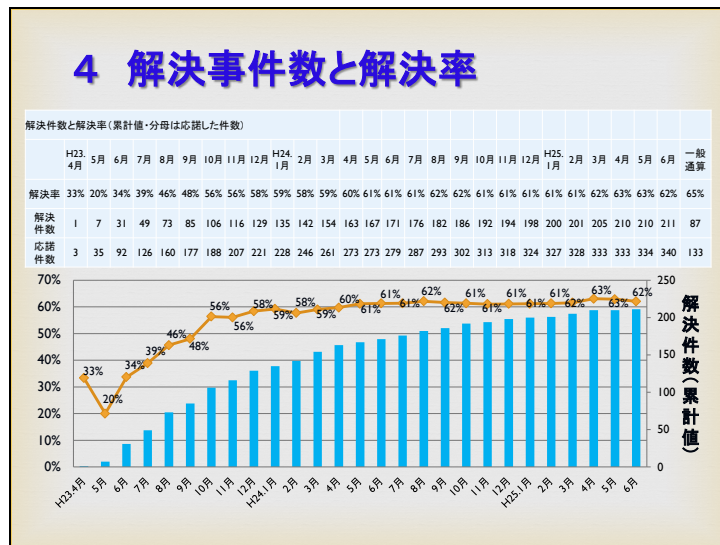


申立事件の類型としては、賃貸借契約にかかる紛争が圧倒的に多い。これは近畿弁護士会連合会が設置した「罹災都市臨時示談あっせん仲裁センター」でも同様であった。建物が損壊して危険でありこれ以上貸せないという賃貸人と、まだ住めると主張する賃借人の間の紛争などが典型例である。次いで多いのが、相隣関係紛争であり、ブロック塀が損壊して隣家の駐車中の車両を損壊したとか、断水状態から回復した際に水道を開栓したままであったために、上階から下階に水漏れを発生させてしまったなどの紛争が典型例である。

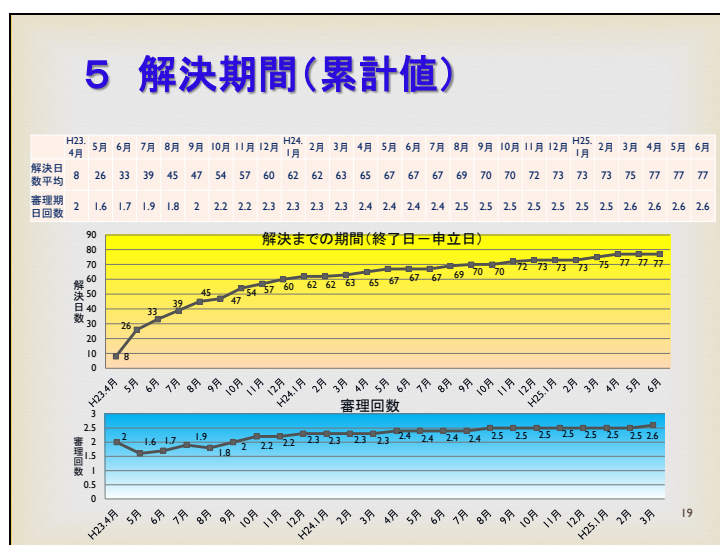
スライド 17



震災ADRの応諾率の累計値である。応諾率は80%である。10件の申立てのうち8件は相手方が和解のテーブルについている。強制力がない制度としては、80%の応諾率は評価されるべきと考えている。



解決事件数と解決率(応諾した事件のうち和解解決に至った割合)の累計値である。解決率は62%である。申立事件のうち、約半分(0.8×0.62)は和解解決していることになる。



震災ADRの解決期間(申立日から和解契約日までの日数)の累計値で

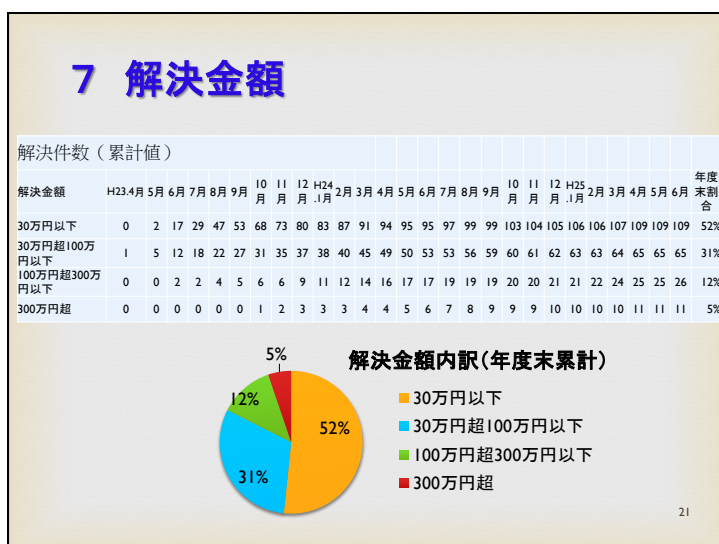
ある。立ち上げ当初は、最短8日という短期間での解決もあったが、77日(2.5ヶ月程度)が解決期間の累計値となっている。民事訴訟と比較すれば、その迅速さは明らかである。

スライド 20



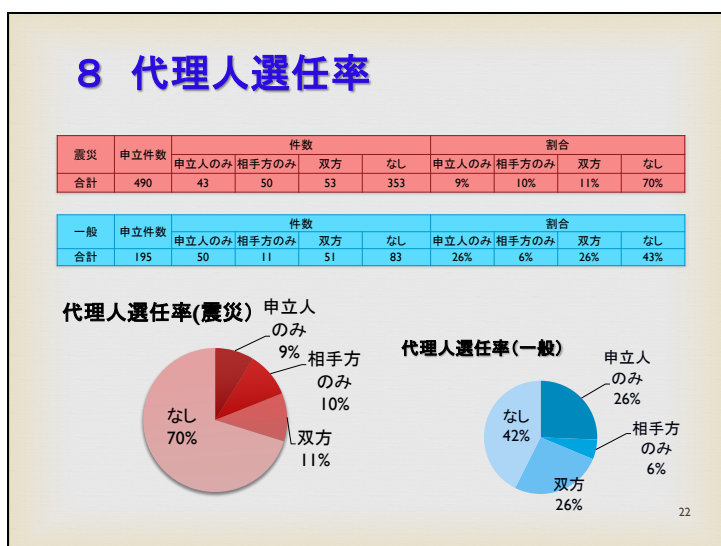
審理期日1回での和解解決も58件認められるなど、震災ADRにおいては当事者の互譲の精神が発揮されたと評価できる。

スライド 21



解決金額(和解契約を経済的に評価した場合の価額)の52%は30万円未満であり、30万円超100万円以下(31%)と合わせると83%が100万円未満の解決金額となっている。訴訟をするには躊躇するものの、弁護士による適正な和解あっせんを期待し、震災ADRが利用されたとみることができる。

スライド 22



震災ADR手続きに、申立人あるいは相手方の代理人として弁護士が関与することはあるが、一般ADRと比較しても代理人選任率が低い。申立サポート弁護士制度の導入により申立てのハードルが下がり、申立人に代理人が就任するケースが少なかったものと思われる。

9 期日開催場所

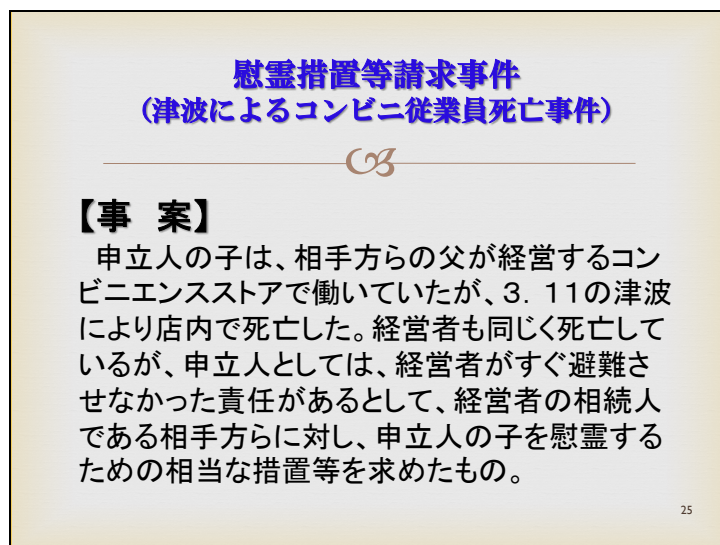
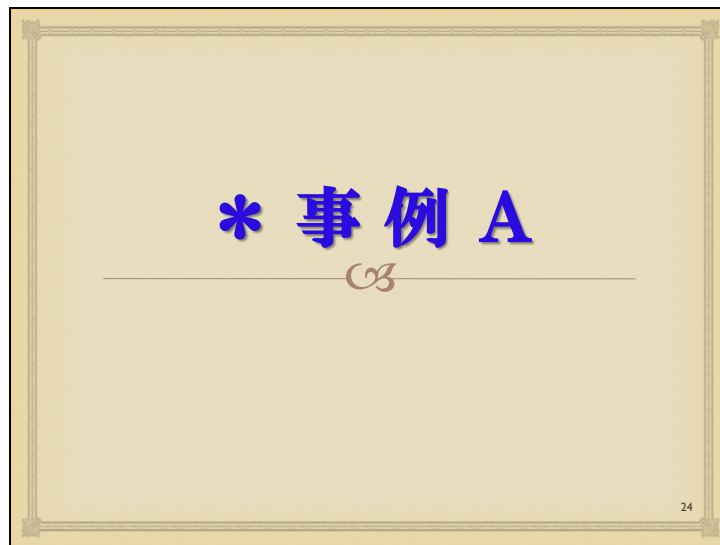
	一般	震災
申立件数	195	499
支部センター開催事件数	0	17(※)
現地開催事件数	7	29
支部・現地開催割合	4%	9%

※)支部会員事務所で開催した事件1件、法テラス利用2件を含む

震災内訳	震災(23)	震災(24)	震災(~25.6)
申立件数	396	93	10
支部センター開催事件数	11	6	0
現地開催事件数	23	6	0
支部・現地開催割合	9%	13%	0%

23

期日開催場所は、仙台弁護士会館だけに限られない。特に震災ADRにおいては被災者のもとに出向いて現地でADR手続きを行うべき事案が多くなるのではないかと予想された。確かに、一般ADRと比較して、現地開催期日割合は多かったものの、現地などに出向き出張してADR手続きを行ったのは、申立件数ベースで9%にとどまった。後述するが、津波被害が大きかった沿岸被災地からの申立てがあまり伸びなかったことも現地でのADR手続き実施割合がそれほど多くならなかった要因である。



事案の概要はスライド25記載のとおりであるが、ポイントとしては経営者及びアルバイト従業員のいずれも死亡しており、当事者は双方とも遺族であったことである。そのため、アルバイト従業員の遺族も、金銭の支払いを表立って求めることはなく、亡くなった子を慰霊するための相当な措置等を求めるという請求内容となっている。

【期日回数(日数)】
3回(申立から102日)

【期日開催場所】
法テラス東松島出張所

【代理人の有無】
申立人側 有り
相手方側 有り
(ただし第2回期日から)

26

期日回数(日数)、期日開催場所、代理人の有無は、スライド26のとおりである。

【論点(イシュー)】

- i 安全配慮義務違反の有無
 - ➡ 震災時の状況(死亡に至る経緯)の要件事実ではなく生の事実を探索
- ii 相手方らが慰霊のためにとるべき措置
 - ➡ 相手方も死亡した娘のことを思ってくれる方法を探索

【解決内容】

- ① 謝罪
- ② 見舞金100万円の支払い
- ③ 慰霊祭と命日・時節の供養を行う

27

本件での話し合いの要点は、①安全配慮義務の有無と②相手方らが慰霊のためにとるべき措置についてであった。ただし、①は法的論点という

よりは、事実としてどういうことがあったのか、どうして自分の娘は震災によってなくなってしまったのかということの探求が中心であった。②は、娘のことを忘れて欲しくないという思いと裏腹であった。

このような申立人のニーズを踏まえつつ、謝罪条項、見舞金100万円の支払い、慰霊祭及び命日の供養という内容が合意され、和解成立した。

スライド 28

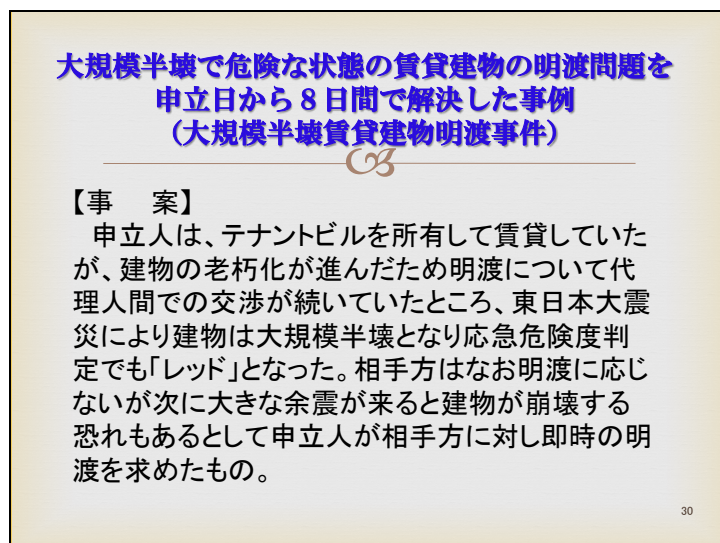
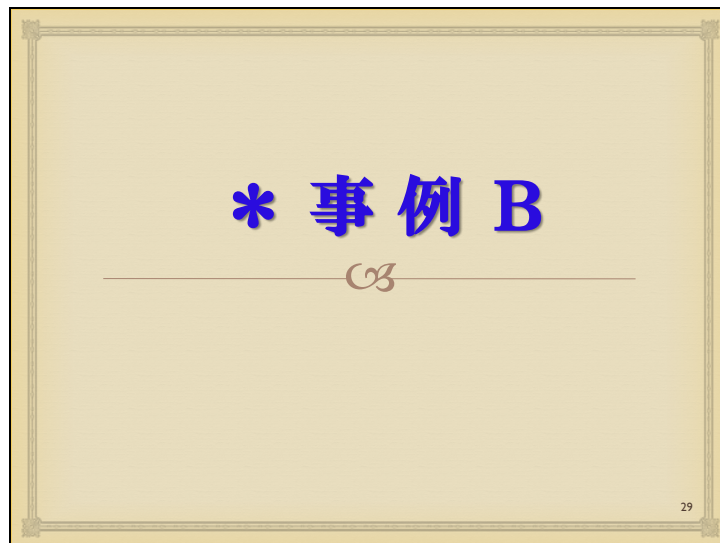
【解錠師の眼】

要件事実ではなく、<なぜ私の娘はみすみす職場で津波で死ななければならなかったのか>という核心的「事情」に迫ったこと、これが「解錠」の鍵だった。陳述書の作成や事実の解明を両当事者に促したことで、申立人の遺族が、自分の娘の死を包み込むための物語(ナラティブ)を作り出すきっかけが得られたように思う。

◆ ...なぜ私の恋人が死んだのかというときに、自然科学は完全に説明ができます。「あれは頭蓋骨の損傷ですね」とかなんとかいって、それで終わりになる。しかし、その人はそんなことではなくて、私の恋人がなぜ私の目の前で死んだのか、それを聞きたいのです。それに対しては物語をつくるより仕方がない。つまり腹におさまるようにどう物語るか。...

河合隼雄ほか「河合隼雄 その多様な世界」岩波書店

家族の突然の事故死等を体験した遺族は、その親族(本件では娘)の死を受容するための物語(ナラティブ)を作り出し、その物語(ナラティブ)に納得していくという過程を経て、日常の安定を取り戻す作業を無意識に行うように思われる。震災ADRでは、その物語(ナラティブ)を作り出し、納得していく過程のきっかけを提供したものと考えられ、それが和解解決につながったものと思われる。



事案の概要はスライド30記載のとおりである。ポイントとしては建物が応急危険度判定で「レッド」となったこと、大きな余震が来ると建物が崩壊する恐れがあったが、両当事者の認識は異なっていたことである。

【期日回数等】 2回(申立から8日)

【解決のカギ】

- i 時間的な(危険の)切迫
- ii 第1回期日を専門委員(一級建築士)とともに現場で検証
- iii 代理人間交渉経過

【解決内容】

明渡。一定額の解決金の支払い。

31

期日回数等、解決の鍵、解決内容はスライド31のとおりである。

★ポイント★

- 1 代理人間交渉の行詰まりの打開
➡ 弁護士と建築士の公平で公正な判断力への信頼
- 2 迅速性(仮処分よりも早い)
- 3 現場主義
- 4 専門性(他士業の専門委員)

解決のポイントは、危険の切迫性について、専門家である一級建築士が申立直後に現場に駆けつけ、実際に現場を見た上で判断したことである。そして、専門家であることに加え、そのような専門家の真摯な態度が当事者に信頼され、危険の切迫性について共通認識を得ることができたことが解決のポイントになった。

第4 震災ADR ヒットの要因分析



33

“被災者が求めていたことが
すべて弁護士会ADRにあった”

- 1 簡易・迅速な申立
- 2 低廉性
- 3 迅速・機動力・現場主義

34

震災ADRはヒットしたが、まずはその要因の前半部分、①簡易迅速な申立て、②低廉性、③迅速・機動力・現場主義について述べていく。

1 簡易・迅速な申立

〽

口頭申立
～申立サポート弁護士制度
◆民訴法 § 271, 民調規 § 3

➡ 口頭提起可能

35

震災ADRでは、簡易・迅速な申立てを可能とするため、申立サポート弁護士制度を導入した。簡易裁判所の事件では、法制度上は口頭申立可能となっているものの、実際は書面による申立てがほとんどであるところ、申立サポート弁護士制度においては、弁護士が申立てをサポートし、口頭申立てを促し、申立障害を下げることを企図した。



申立サポート弁護士の実際の執務状況である。1日毎に担当者をADR委員会委員の中から配点して、執務に当たっていただいた。

スライド 37

◆ 震災ADRの申込み

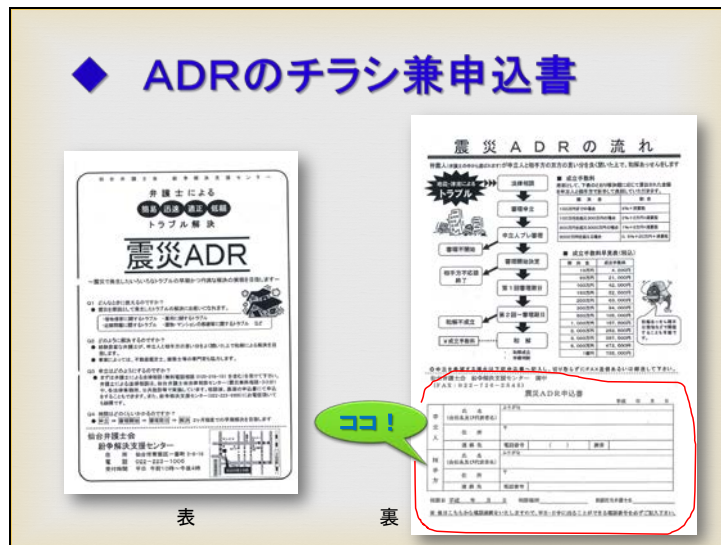
申込方法

- ◆ 申込書に両当事者の氏名・住所を記入して
FAX or 郵送 する
- もしくは
- ◆ とりあえず電話する
⇒事務局が、氏名・住所を聞き取る

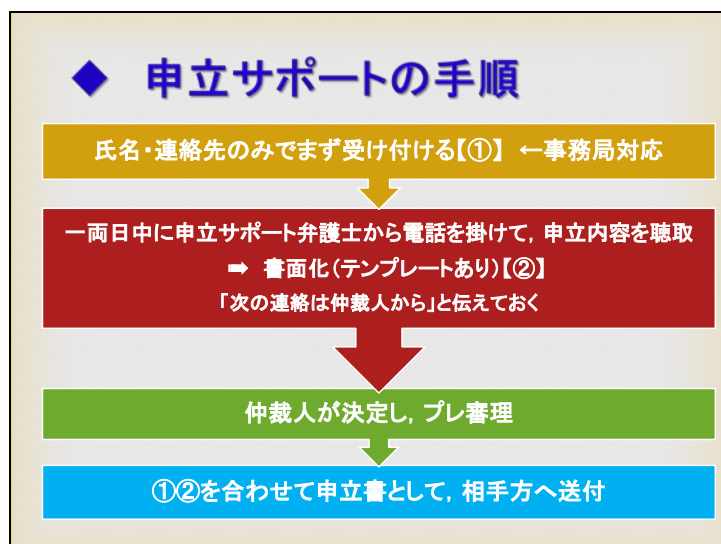
それだけ!

37

スライド38が震災ADRのチラシであるが、その裏面に申立人及び相手方の住所・氏名・連絡先を記入して、FAXまたは郵送で送付していただければ申立完了である。このようなFAX等も困難であるとか、手元にチラシがないという場合は、申立人及び相手方の住所・氏名・連絡先をADR事務局で電話で聞き取り、チラシ裏面に記載するだけで受付終了とした。



震災ADRのチラシ兼申込書である。これがA4用紙に両面印刷されている。



申立サポートの手順であるが、【スライド37】で説明した受付までを事務局で行うと、申立サポート弁護士から申立人に直接電話をして、申立ての

趣旨や理由等を聴取する。聴取内容は、申立サポート弁護士において書面にまとめて、申立書と一体のものとして記録化される。

仲裁人が決定すれば、相手方に対して、申込書と申立サポート弁護士がまとめた書面が相手方に送付される。

スライド 40

震災ADR申立書
(申立サポート弁護士用)

第1 当事者 (必ず当事者にADR使の申立意思をご確認ください)

① オラン書面等に当事者の記載あり
(オラン書面等の記載がある場合は開き取る必要なし。念のため正確性を確認する)

② ナラン書面等に当事者の記載なし
(1) 申立人
〒 〇〇
住所:
氏名(五期): 〇〇 〇〇
法人の聯合代表者名:
職名: 〇〇
(2) 相手方
〒 〇〇
住所:
氏名(五期):
法人の聯合代表者名:
職名: 〇〇

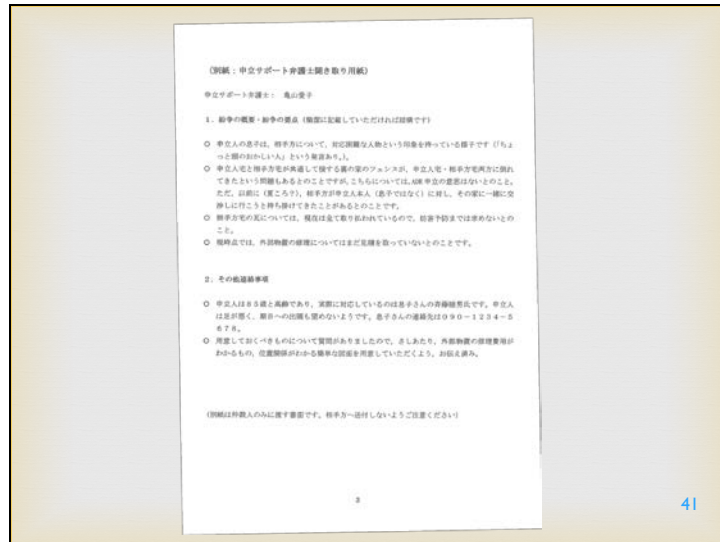
第2 事件名 (事件と関わる名称を付けてください)
継続費用請求および立入許可請求事件

第3 申立の趣旨 (図面に記載するような簡潔なものではなく、申立人が求める経緯を記載していただければ結構です)
(1) 再建費用および家の修繕費用について、適切な負担割合を決めたい。
(2) 申立人の修繕工事にあたり、相手方費用への立入りを求めたい。

第4 申立人の言い分

1. 相手方は、申立人宅の隣家に居住する者である。申立人宅は土地建物とも申立人所有である。
2. 本震のとき、相手方が勝手に設置していた給湯器が倒れ、申立人宅の内部物数が破壊した。
3. 本震時、相手方宅の瓦がかなり落ちたため、申立人側が相手方に対し、アムーシートを敷けるなどの被害予防措置を求めたが、相手方は特に措置を取らなかったところ、4月7日の最大余震時に死亡が相次ぎ、申立人宅にも被害を受けた。申立人宅にも被害を受けた。アムーシートが倒壊した。
4. 申立人が上記被害の復旧費を払ったところ、約30万円であった。申立人の復旧費、半分以上は6月ころ、費用負担を求めて相手方に請求したが、相手方は、不可抗力を理由に拒否した。
5. 本震時、申立人宅の外壁タイルが脱落したため、復旧のため業者に依頼してもらったところ、相手方が適切なセッティングをしていないため、工事時の被害を被った。相手方宅に立入らなければ復旧工事はできないとされた。
6. 以上により、申立人の再建費用および修繕費用について負担すること、および、申立人宅の復旧のため相手方費用に立入ることを求める。

申立サポート弁護士がまとめた書面の一例である。これをテンプレート化しておき、作業を省力化できるようにした。これが申立書と一体のものとして取り扱われる。



この書面も申立サポート弁護士が作成したものである。ただし、この書面は仲裁人だけに伝える情報として、相手方には送付しない。

申立人が話す生の情報は、紛争の原因や背景事情を探る上では有益であるが、これをそのまま相手方に伝えると、相手方の感情を害してしまうなどから解決されるべき紛争も解決できなくなるとか、解決が長期化してしまう場合もある。そこで、申立人の話を聞き取った申立サポート弁護士は、申立書と一体となる部分のほかに仲裁人だけに情報を伝えて、仲裁人には背景事情等も含めて理解してもらう趣旨で、別の書面を作成した。

このような切り分けは、仲裁人からも実情を把握しやすいとして好評であった。

2 低廉性

震災ADRの流れ

仲裁人(弁護士の中から選ばれます)が申立人と相手方の双方の言い分を良く聞いた上で、和解あつせんをします

■ 申立手数料…無料
■ 相手方手数料…無料
■ 成立手数料

原則として、下表の上の和解金額に応じて算出された金額を申立人と相手方で折半して負担していただきます。

解決金	割合
100万円までの場合	4%+消費税
100万円を超え300万円の場合	2%+2万円+消費税
300万円を超え1000万円の場合	1%+2万円+消費税
3000万円を超える場合	0.5%+20万円+消費税

■ 成立手数料早見表(税込)

解決金	成立手数料
10万円	4,200円
50万円	21,000円
100万円	42,000円
150万円	52,500円
200万円	63,000円
300万円	84,000円
500万円	105,000円
1,000万円	157,500円
2,000万円	252,000円
3,000万円	357,000円
5,000万円	472,500円
1億円	735,000円

和解金額が大きい場合は、別途早急料金などが必要となる場合があります。

42

震災ADRヒットの要因として低廉性が挙げられる。ただし、この点は既述(申立手数料・相手方手数料の無料化、成立手数料の半額化)している。

スライド 43



震災ADRヒットの要因として、解決までの迅速さ、機動力、現場主義が挙げられる。

【スライド43】は、申立てからわずか8日で解決した事案を河北新報が取り上げた際の記事であるが、申立直後に仲裁人及び建築士が現場に駆けつけ、その現場において事実と向き合い、専門家が判断した。その解決案を当事者双方が受け入れ解決に至ったものであり、機動力・現場主義が発揮された事案であった。

“被災者が求めていたことが
すべて弁護士会ADRにあった”

4 弁護士の紛争解決力
5 少額事件に対応
6 相手方も被災者
～Win Win Resolution

44

震災ADRヒットの要因の後半部分、④弁護士の紛争解決力、⑤少額事件に対応、⑥相手方も被災者という点について述べていく。

- ADRは仲裁人弁護士が対立する2人の依頼者を同時に持つようなもの。
- 弁護士がふだん苦闘している依頼者との信頼関係づくりの中に仲裁の質を高めるエッセンスがある。
- われわれ弁護士の足元にADRの質を高める「宝」が埋まっている。
- 「2. 5人称の視点」の獲得の重要性

45

弁護士の紛争解決力について、詳しく述べていく。
紛争解決支援センターでは、和解あっせんの仲裁人を敢えて「弁護士」が行うことの意義がどこにあるのかを研究した。ADRには強制力がなく、

仲裁人弁護士判断にもまた強制力がない。それでも弁護士を仲裁人とするのは、弁護士が毎日苦闘している依頼者との信頼関係構築等の努力の中に、ADRの質を高めるエッセンスがあるのではないか、ADRの仲裁人は、申立人及び相手方という2人の依頼者を同時に持つのと同じなのではないか、と考えた。

弁護士は実務経験を積み重ねる中で、純粋な第三者(三人称)ではなく、かといって親子・夫婦の間柄のような関係(二人称)でもない、2.5人称の視点を樹立していく。

2.5人称の視点で依頼者の信頼と専門家の視点を併せ持ち、仲裁人を努めることは、紛争解決に大いに貢献していると確信する。

スライド 46

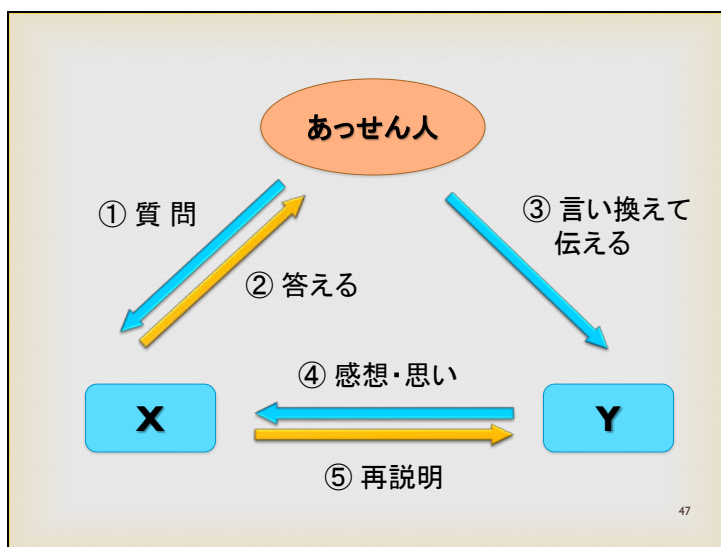
言い換え

✂

- 【リフレーミング】**
当事者が語った内容を、意味は変えずに、そのまま反復する。
- 【パラフレージング】**
当事者が語った内容を、意味は変えずに、仲裁人の理解をこめて別の表現に言い換えて伝える。
- 【サマライジング】**
当事者の発言のポイントを、仲裁人が要約して伝える。

46

仲裁の技法も重要である。スライドで示したような言い換えの技術は、弁護士が依頼者との信頼関係を構築していく過程の中で自ずと利用されていると思われる。



仲裁人が言い換えて伝えた言葉は、相手方にも響くとともに、話した本人にも異なった視点を与えて、響く言葉となる。

*** 例題**

〰

「私は妻にも子供にも無視され、白い目で見られ、自分の家にながら、まるで他人扱いなんです。」

48

「私は妻にも子供にも無視され、白い目で見られ、自分の家にながら、まるで他人扱いなんです。」と当事者が言った場合、「そうなの」「それでど

うしたの」などという対応をしたのでは、当事者は心を閉ざしてしまう。「自宅に居場所がなかったんですね。夫なのに他人扱いなんて大変だったでしょう。」などと仲裁人が返答することで、仲裁人はよく話を聞いてくれたと夫は感じるものと思われる。妻も夫の思いを第三者の表現で考えることができ、間接的ながら意思疎通がはかれる。

スライド 49

言い換えの効果

- あっせん人;
当事者が言いたかったことを、その思いをくみながら客観的に言い換える。
- 発言した当事者;自己対象化
⇒多少なりとも客観的な視点が持てるようになる。
- 反対当事者;問題の前景化
⇒相手の発言の意味を客観的に理解するようになる。

言い換えは、事件解決の基礎となる相互理解をもたらす重要なスキル

49

【スライド48】で説明したことを多少理論的に述べるとこのようになる。

スライド 50

- ADRのA=Alternative=もう1つの選択肢
「もう1つの選択肢が存在すること」と
「もう1つ選択肢があると意識できること」
は違うこと。
- 人を得ること
「裁判は人に対する不信の制度、ADRは人に対する信頼の制度」
(故・原後山治先生)
- 仲裁と和解は弁護士の固有業務
「いまの裁判所に欠けているのはリアリティと親切心」
(故・原後山治先生)
「ADRの良さは自由であること。フライングから手法が生まれる」
(二弁・山崎司平先生)

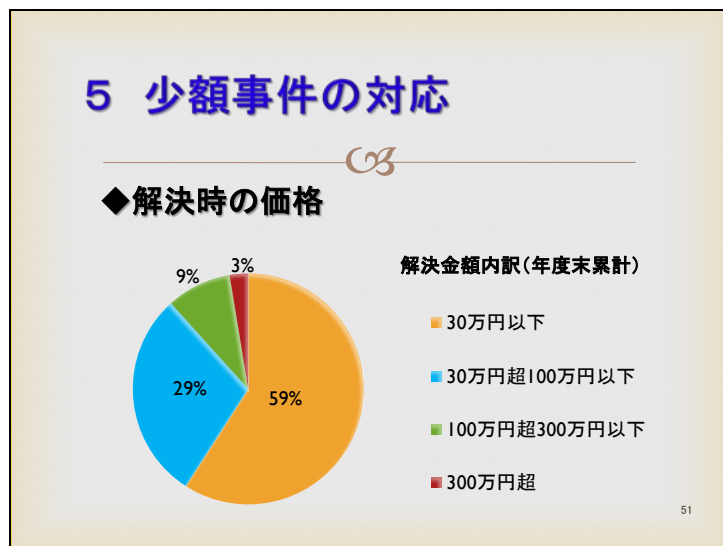
50

弁護士会ADRを牽引してきた先人の名言である。

特に要件事実論(立証責任論)が支配する民事訴訟は、誰が判断しても均一・等質な判断がなされるための技術である。裏を返せば、人を信用せず、頑強な制度を構築しているとみることもできる。一方、ADRは人に対する信用がなければ始まらない。仲裁人が異なり、また当事者が異なれば、同じような事実関係であっても解決結果が異なることがあり得る。そして、どのような解決にも優劣はない。仲裁人が当事者を信用してこそ手続きが進行し、仲裁人が信用されてこそ和解が成立する。

「ADRは面白い」というのも先人の名言であった。

スライド 51



震災ADRヒットの要因として、少額事件を解決に導いてきたことがあげられる。少額事件であっても適正妥当な紛争解決が望まれるところ、費用対効果を考えた場合に少額事件を弁護士委任することは難しい。このよう

な少額事件であっても、弁護士が仲裁人となって紛争解決を行うということは、適正さの担保となったと思われる。解決金額30万円以下の事件が59%と過半数を超え、100万円以下の事件が81%を占めた。

スライド 52

6 相手方も被災者

～WIN WIN RESOLUTION～

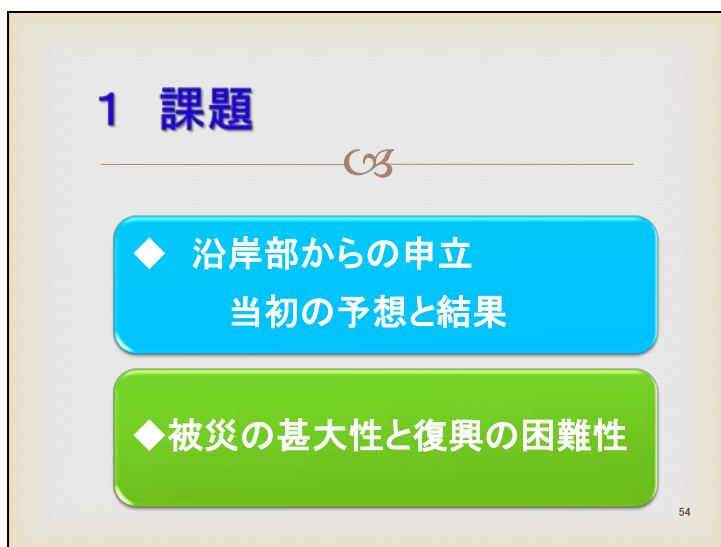


◆津波死亡労災事件の解決
平成23年(仙震仲)第2号事件

52

震災ADRヒットの要因として、相手方も被災者である事案がほとんどであって、和解解決に必須の当事者の互譲の精神があったことがあげられる。

このことは第1回期日で和解成立した事案が多かったことにも通ずるものと考えられる。



震災ADRの課題を検証していく。

沿岸部からの申立てが予想よりも少なかった。この点については理由・原因を分析していく必要がある。被害が甚大に過ぎて紛争の顕在化まで期間を要するのではないか、沿岸部の土地柄として表立って騒ぎを起こしたくないという点があるのではないか、など仮説はあるが、よく分からないというのが実情である。

2 押し寄せる申立(事務局体制)

❧

(1) それまで

H18.4発足 年間件数 81件～118件

仙台	H18	19	5	15	5	7	9	8	7	4	9	11	8	107
	H19	15	10	8	16	8	4	10	6	3	5	3	13	101
	H20	9	12	4	12	11	10	9	9	15	8	6	13	118
	H21	10	9	9	12	2	12	10	7	11	4	8	11	105
	H22	9	4	8	5	8	2	5	9	5	6	12	8	81

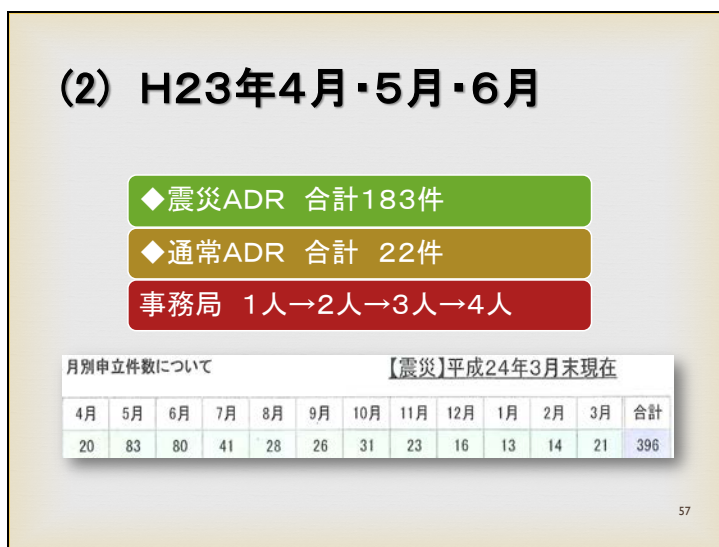
55

震災ADRの事務局体制は大きな課題であった。

平成18年4月のADR立ち上げ以来、年間81件～118件の申立てを受け付けてきた。

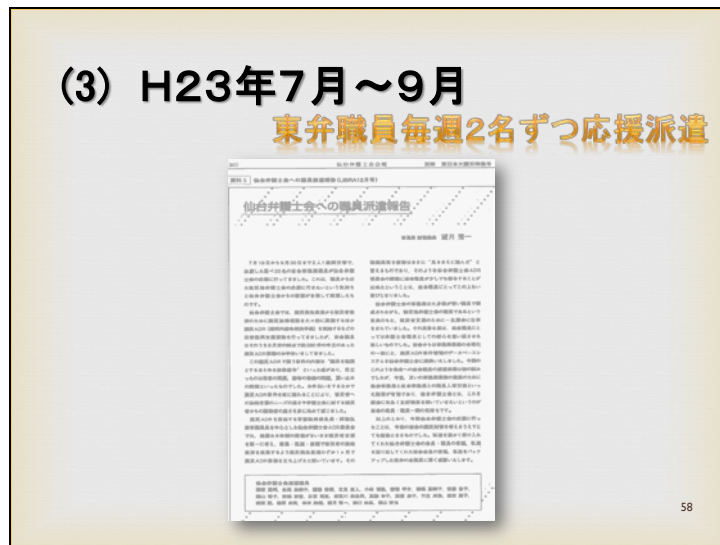


ADRの事務局職員は1名であった。震災ADR立ち上げにあたり事務局の増員はしなかった。それが震災ADR立ち上げ当初の「地獄」につながった。



平成23年4月から6月までの3か月で震災ADR183件、一般ADRも22件、合計で205件もの申立てを受け付けた。3か月で2年分の申立てを受け付けたこととなる。

事務局職員は、電話対応、申立受付処理、事件期日対応等に忙殺され、早朝から深夜までの残業を強いる結果となってしまった。ADR事務局職員を1名から順次増員し4名まで増やしたが、ADR経験のない職員ばかりであり、従前からのADR事務局職員には加重的な負担をかける結果となった。



平成23年7月から9月にかけては、東京弁護士会から被災地支援として職員を1週間交替で2名ずつ派遣していただいた。この職員派遣は多いに助かった。お金の支援も大事であるが、マンパワーの支援のありがたみを痛感した。

(4) 事件対応

◆ 仲裁人増員 70名+50名
 ➡ 120名体制

◆ 期日開催場所

- ◇ 会館の会議室、相談室、法律事務所
 ただし、沿岸部からの申立は予想外に少数
- ◇ 現場主義

仲裁人候補者は、当初70名であったが、急遽50名の仲裁人候補者を追加選任した。また、基本的には仙台弁護士会館を期日開催場所とした

が、申立件数が多く会館会議室が埋まってしまうということも多くなった。迅速な解決のために仲裁人の法律事務所を期日開催場所としたり、仲裁人が現場に出向いての期日開催も多くなった。

スライド 60

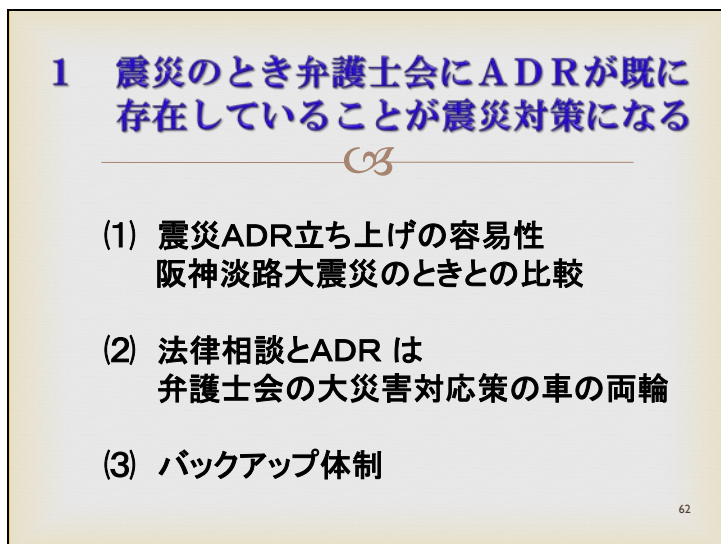
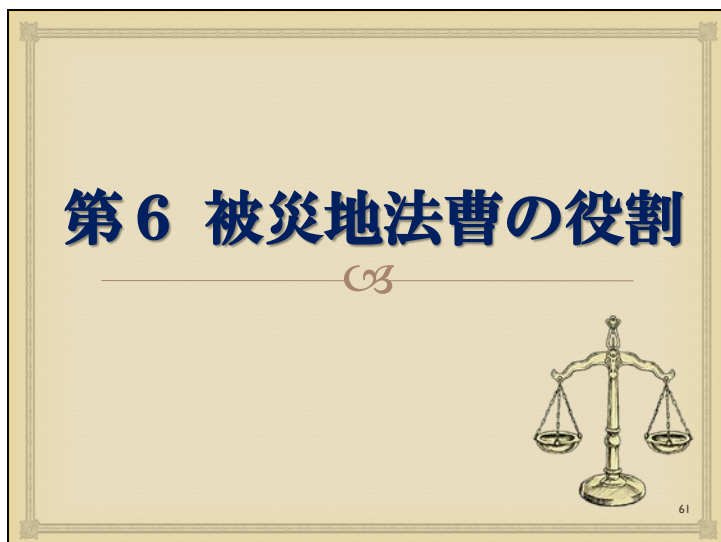
3 財政問題

赤字覚悟で開始 → 結局赤字

日本司法支援センター等による直接的な財政援助等が期待される

60

財政問題は課題として大きい。赤字を覚悟して震災ADRをスタートさせたが、結果としても赤字であった。仙台弁護士会にいただいた義援金や日弁連からの補助金を赤字補填に充てたが、震災ADR事業は公益にかなうものであり、日本司法支援センター（法テラス）による直接的な財政支援を可能とするような総合法律支援法の改正等が検討されなければならないと考える。



被災地法曹の役割を見ていく。

弁護士会ADRが既に存在していることが、すなわち震災対策になる。ADRを実施していない弁護士会が、震災発生を契機として震災ADRを即座に立ち上げることはほぼ不可能である。震災時の法律相談と震災ADRは車の両輪という関係にあることから、平時にADRを運営しておくことが重要である。

2 ただ存在しているだけでは..... ADRのスピリットが大事



(1) ADRは制度でなく運動である。

- ◆ 見る前に跳んで、走りながら考える。
制度や理論やお金は後からついてくる。

63

そして、ADRはただ存在しているだけでは効果半分であり、ADRのスピリットこそが大事である。ADRは強制力を伴わない。それでもADRに紛争解決を求める当事者があれば、それを何とか解決してあげようというスピリットこそが、ADRの運営を支えていく。「ADRは制度でなく運動である」という精神の体現が必要である。

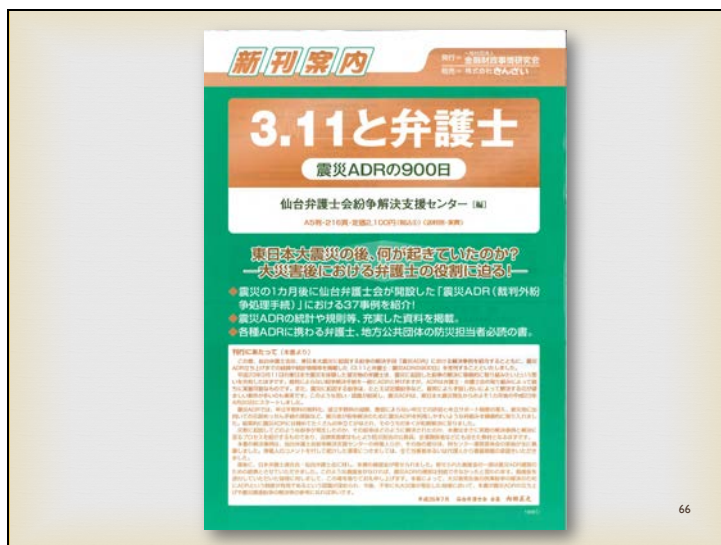
(2) 自由であることと リアリティの追求

- ◆ 想像＝創造していく。
フライングでADRの
新しい方法が生まれる
- ◆ 当事者と同じ風景を見る。
当事者と一緒に悩む
現場に解決の鍵がある

64

ADRは自由である。自由であるからこそ、想像＝創造から新たな方法が生まれる。ADRではリアリティを追及し、当事者と同じ風景を見るように努めることが必要となる。

被災地法曹としては、ADRのスピリットを存分に発揮することにより、当事者の納得のいく紛争解決をはかることができる。



震災ADRの経験を踏まえて、仙台弁護士会紛争解決支援センターでは「3.11と弁護士 震災ADRの900日」(きんざい)を出版した。こちらも是非ご一読いただきたい。